

京都市告示第301号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成27年8月14日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

下山田村中会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (2) 排水路の清掃など保健衛生に関すること。
- (3) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (4) その他の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区域

山田上ノ町7番地、8番地、9番地、21番地、山田御道路町24番地、27番地、山田北山田町17番地、18番地、19番地、21番地、26番地、33番地、34番地、36番地、37番地、38番地1、42番地、山田弦馳町10番地、11番地1、18番地、20番地、22番地、25番地、35番地3、35番地5、35番地6、35番地7、35番地8、35番地9、36番地、36番地2、山田出口町7番地、7番地1、10番地、13番地、24番地、25番地、29番地、30番地5、31番地、山田葉室町13番地1、13番地2、13番地19、山田南町2番地、3番地、4番地、6番地、7番地、8番地、9番地5、11番地、15番地、38番地1、38番地2、松尾木ノ曾町51番地6、松尾大利町20番地35

4 主たる事務所

京都市西京区山田北山田町19番地

5 代表者の氏名及び住所

河合 博史

京都市西京区山田南町2番3番合地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成27年8月10日

(文化市民局地域自治推進室)